

平成 18 年度農林水産省補助事業

食品資源循環形成推進事業 認証制度構築事業

検討報告書

平成 19 年 3 月

財団法人食品産業センター

はじめに

本報告書は、平成 18 年度農林水産省総合食料局食品産業企画課の補助事業「食品資源循環形成推進事業」のうち、食品リサイクル認証制度構築事業について検討した結果を報告書としてとりまとめたものである。

この事業は、食品関連事業者における食品循環資源の再生利用等の実施率目標の達成状況や、「食品リサイクル・ループ」形成の程度等について、第三者機関により評価・認証する制度の構築に必要な体制、ルール、運用機関の要件、制度の広報のあり方等を検討する目的で実施した。

検討に当たっては、総合検討委員会において全体の方向整理及びとりまとめを行うとともに、下部部会の認証制度運用基準作成部会、認証団体公募基準作成部会および認証制度広報戦略部会において具体的事項について検討を行う形とした。併せて、参考となる類似の認証制度について、現地調査及び聞き取りを行い、本認証制度を構築する上での参考にした。

本年度の検討を終えるに当たり、当事業に携わって頂いた本検討委員会の委員の方々および農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室の担当の方々と並びに調査に当たってご協力頂いた方々に厚くお礼を申し上げます。

また、本事業を実施するに当たっては、その一部を社団法人食品需給研究センターに業務委託したことを申し添える。

平成 19 年 3 月

財団法人 食品産業センター

委員会名簿（敬称略）

(1) 総合検討会

氏名	所属・役職
有 田 芳 子	主婦連合会 環境部会長
石 島 和 美	農事組合法人百姓倶楽部 代表理事
伊 藤 慎 一	山崎製パン株式会社 総務本部 総務部次長
◎ 牛久保 明 邦	東京農業大学 国際食料情報学部 教授
大 西 章 博	東京農業大学 応用生物科学部 醸造科学科 助手
小笠原 荘 一	日本チェーンストア協会 常務理事
中 井 尚	社団法人日本フードサービス協会 事務局長
野 呂 重 之	株式会社農業技術マーケティング 取締役
濱 本 修 一	独立行政法人肥飼料検査所 大阪事務所長
堀 与 志 美	神奈川県畜産技術センター 普及指導部長
松 岡 力 雄	株式会社環境政策研究所 代表取締役CEO
若 木 隆 茂	神奈川県中小企業団体中央会 川崎支局長

50 音順/◎は座長

(2) 認証制度運用基準作成部会

氏名	所属・役職
石 濱 寛 徳	農事組合法人百姓倶楽部 総務担当
◎ 牛久保 明 邦	東京農業大学 国際食料情報学部 教授
遠 藤 恒 夫	ワタミエコロジー株式会社 経営本部 環境部長
大 西 章 博	東京農業大学 応用生物科学部 醸造科学科 助手
菅 澤 運 一	山屋食品株式会社 代表取締役社長
丹 羽 美 次	日本大学 生物資源科学部 動物資源科学科 助教授
野 口 秀 明	ミニストップ株式会社 CA 推進室 環境推進担当
野 呂 重 之	株式会社農業技術マーケティング 取締役
堀 与 志 美	神奈川県畜産技術センター 普及指導部長
松 岡 力 雄	株式会社環境政策研究所 代表取締役CEO
森 下 研	株式会社エコマネジメント研究所 代表取締役 上智大学地球環境大学院非常勤講師

50 音順/◎は座長

(3) 認証団体公募基準作成部会

氏名	所属・役職
饗庭靖之	光和総合法律事務所 弁護士
石濱寛徳	農事組合法人百姓倶楽部 総務担当
◎ 牛久保明邦	東京農業大学 国際食料情報学部 教授
遠藤恒夫	ワタミエコロジー株式会社 経営本部 環境部長
大西章博	東京農業大学 応用生物科学部 醸造科学科 助手
菅澤運一	山屋食品株式会社 代表取締役社長
丹羽美次	日本大学 生物資源科学部 動物資源科学科 助教授
野口秀明	ミニストップ株式会社 CA 推進室 環境推進担当
野呂重之	株式会社農業技術マーケティング 取締役
堀与志美	神奈川県畜産技術センター 普及指導部長
松岡力雄	株式会社環境政策研究所 代表取締役CEO

50 音順/◎は座長

(4) 認証制度広報戦略部会

氏名	所属・役職
伊 藤 慎 一	山崎製パン株式会社 総務本部 総務部次長
上 山 静 一	イオン株式会社 環境社会貢献部長
大 西 章 博	東京農業大学 応用生物科学部 醸造科学科 助手
栩 木 誠	日本経済新聞社 編集局経済解説部編集委員
中 山 卓 三	株式会社モスフードサービス CSR 推進本部 環境推進グループ グループリーダー
◎ 新 倉 充	株式会社日報アイ・ビー 月刊廃棄物編集部係長
堀 田 宗 徳	財団法人外食産業総合調査研究センター 主任研究員
若 木 隆 茂	神奈川県中小企業団体中央会 川崎支局長

50 音順/◎は座長

委員会開催日と主な議事

- ・第1回総合検討会

開催日：平成18年6月23日

場 所：大日本水産会大会議室

議 事：平成18年度事業の進め方について

- ・合同検討会（第2回総合検討会、第1回認証制度運用基準作成部会、第1回認証団体公募基準作成部会）

開催日：平成18年8月3日

場 所：大日本水産会大会議室

議 事：平成18年度食品資源循環形成推進事業認証制度構築事業実施案の検討

- ・第2回認証制度運用基準作成部会

開催日：平成18年8月25日

場 所：食品産業センター会議室

議 事：認証制度基準案の検討について

- ・第3回認証制度運用基準作成部会

開催日：平成18年9月26日

場 所：食品産業センター会議室

議 事：認証制度基準案の検討について

- ・第1回認証制度広報戦略部会

開催日：平成18年10月4日

場 所：三会堂ビルS会議室

議 事：食品リサイクル法と制度の現状について

総合検討会及び認証制度運用基準作成部会の状況

意見交換（認証制度の広報戦略のあり方について）

- ・第4回認証制度運用基準作成部会

開催日：平成18年10月23日

場 所：食品産業センター会議室

議 事：認証制度の検討について

- ・第2回認証制度広報戦略部会
開催日：平成18年10月25日
場 所：食品産業センター会議室
議 事：認証制度運用基準作成部会の状況説明
認証制度の広報戦略のあり方について

- ・合同検討会（第3回総合検討会、第5回認証制度運用基準作成部会、第2回認証団体公募基準作成部会、第3回認証制度広報戦略部会）
開催日：平成18年12月4日
場 所：大日本水産会大会議室
議 事：認証制度運用基準作成部会の進捗状況
認証制度広報戦略部会の進捗状況
認証制度の今後の方向性について（既存環境制度(エコアクション21)の活用について）

- ・合同作業部会（第6回認証制度運用基準作成部会、第3回認証団体公募基準作成部会）
開催日：平成19年1月12日
場 所：食品産業センター会議室
議 事：エコアクション21食品関連事業者向けマニュアル（試行版素案）の検討について

- ・合同作業部会（第7回認証制度運用基準作成部会、第4回認証団体公募基準作成部会）
開催日：平成19年1月26日
場 所：三会堂ビル9階第2会議室
議 事：エコアクション21食品関連事業者向けマニュアル（試行版素案）の検討について

- ・第4回認証制度広報戦略部会
開催日：平成19年2月15日
場 所：食品産業センター会議室
議 事：認証制度広報戦略部会による議論のとりまとめ

- ・第4回総合検討会
開催日：平成19年3月8日
場 所：三会堂ビル2階S会議室
議 事：平成18年度食品資源循環形成推進事業認証制度構築事業実施報告について

目次

1. 事業の趣旨	1
2. 背景	2
(1) 食品リサイクル法の概要	2
(2) 食品リサイクルの現状	3
3. 食品リサイクル認証制度の構築の検討経過	4
(1) 認証制度の基本的考え方について	4
(2) 認証制度の仕組みの骨格について	4
(3) 基準作成について	5
(4) 認証機関・審査人について	5
(5) 実施可能な食品リサイクル認証制度の運用体制について	6
(6) 本食品リサイクル認証制度の広報活動について	7
4. 結論	8
表1 現在機能している認証制度一例の概要	11
表2 「食品リサイクル認証制度」の確立と既存環境制度の活用検討	12
図1 「食品リサイクル認証制度」と「エコアクション21」の連携	13
図2 「エコアクション21」認証制度におけるインフラ整備状況	14
5. 食品関連事業者向けマニュアル（試行版）	15

1. 事業の趣旨

食料の多くを輸入しているわが国においては、生産・流通及び消費の段階で大量の食品廃棄物が排出されている。こうした状況を背景に、食品廃棄物等の排出の抑制及び資源としての有効利用を促進することを目的に、平成13年5月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、いわゆる食品リサイクル法が施行された。

食品関連事業者に対しては、この法律に基づき、食品廃棄物の発生抑制や再生利用を行う責務が課されており、わが国を一方的な消費社会から循環型社会へ移行させる観点からの社会的責任を果たすことが求められている。

食品関連事業者においては、食品リサイクル法第3条に基づく「基本方針」に記載された「平成18年度末までに再生利用等の実施率を20%に向上させる」との目標の達成に向けた様々な取組みを行っており、一部には、単に食品廃棄物の再生利用のみならず、再生された肥料や飼料を用いて生産された食品を販売・提供するいわゆる「食品リサイクル・ループ¹」を構築している意欲的な事業者も見受けられる。一方、食品リサイクル法そのものを認知していない、あるいは食品リサイクル法遵守の取組みが消極的な事業者も少なくはない。

このような状況のもと、食品リサイクル法の目的である食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効利用の促進を確実にするため、食品関連事業者の取組み意欲を維持し増進させる措置として、食品リサイクルへの積極的な取組みを実践している事業者を適正に評価し、モデルとして社会に周知させ、もって全ての事業者が食品リサイクルに取り組みよう誘導する施策が必要と考えられた。

そこで、食品リサイクル法を遵守した食品関連事業者の優良な取組みを、第三者機関が評価・認証する制度の構築を図る観点から、必要な体制、ルール、運用機関の要件、本認証制度の広報のあり方等を検討することとし、本年度（平成18年度）は基本的なシステムの枠組みを確立し、2年度目に試行的な認証行為を行う手順で本事業を実施することとした。

¹ 食品廃棄物を排出する食品関連事業者が、食品循環資源の再生利用を飼料化・肥料化事業者に依頼し、これらの飼料やたい肥を利用して生産された農畜水産物を当該食品関連事業者が購入・販売する仕組みのこと。

2. 背景

(1) 食品リサイクル法の概要

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という）は、食品循環資源の再生利用等を通じた、循環型社会の構築を推進するために制定されている。食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るためには、食品の製造、流通、消費などの各段階において、食品廃棄物等の「発生の抑制」¹⁾、「再生利用」²⁾ および「減量」³⁾ に努めようとするものであり、平成 13 年 5 月から施行されている。

これにより、すべての食品関連事業者は、平成 18 年度までに再生利用等の実施率を 20%に向上させることが目標とされている。

また、食品循環資源の再生利用等の推進にあたっては、消費者、事業者及び国・地方公共団体など関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ、積極的に参加することが必要であるとされている。

「食品廃棄物等」とは、①食品が食用に供された後に、または食用に供されずに廃棄されたもの ②食品の製造、加工または調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものと法律で定められている。食品の売れ残りや食べ残し、あるいは製造、加工、調理の過程において生じた廃棄物といったものが該当する。また、食品廃棄物等のうち 肥料や飼料、エネルギーや新素材といったものへ有効活用されるべきものは「食品循環資源」と定義されている。

食品リサイクル法における「食品関連事業者」は、①食品の製造、加工、卸売または小売を業として行う者および②飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるもの（沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業）を行う者である。

- 1) 「発生の抑制」とは、食品廃棄物等の発生を未然に抑制することである。
- 2) 「再生利用」とは、いわゆるリサイクルのことであり、食品リサイクル法では ①自らまたは他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料等の原材料として利用すること ②食品循環資源を肥料、飼料等として利用するために譲渡することとされている。また、リサイクル先としては、肥料、飼料の他に、油脂・油脂製品、メタンが政令において定められている。
- 3) 「減量」とは、脱水、乾燥等により、食品廃棄物等の量を減少させることである。減量方法としては、脱水、乾燥の他に、省令により、発酵、炭化が定められている。

(2) 食品リサイクルの現状

近年、廃棄物の発生を抑制するとともに資源の循環的な利用を促進することにより、わが国の経済社会を循環型社会へ移行させていくことが、重要な課題の一つとされている中で、他のリサイクル関連制度とともに、食品リサイクル法も一層の定着・推進が期待されている。

平成 13 年の食品リサイクル法施行後、重量ベースでみたわが国食品関連業界全体の食品循環資源の再生利用等の実施率は、平成 13 年度の 38%から平成 18 年度の 52%へと着実な向上を遂げており、一定の成果が認められる。

しかしながら、下記に示すように、実施率目標等の達成を含め食品関連事業者における食品リサイクルの取組みは必ずしも順調とは言えない状況にある。

- ① 食品関連事業者における平成 18 年度の食品廃棄物等の年間発生量は約 1, 136 万トンであり、平成 13 年度に比べ 4.1%の増加となった。業種別では、食品製造業が 494 万 6 千トン（平成 13 年度対比 106.8）、食品卸売業が 84 万 4 千トン（同 102.8）、食品小売業が 262 万 9 千トン（同 111.6）、外食産業が 304 万 3 千トン（同 95.0）となっており、13 年度よりも減少しているのは外食産業のみである。（農林水産省「平成 18 年食品循環資源の再生利用等実態調査」による）

同調査から計算すると、食品循環資源の再生利用等の実施率は食品関連事業者全体では 52%となっているが、業種によってその差が顕著であり、食品製造業では 81%である。一方、外食産業では 21%に留まっている。

- ② 平成 18 年度において食品循環資源の再生利用等の実施率目標（20%）を達成している事業者の割合は、食品関連事業者全体では 18%となっている。業種別では、食品製造業が 22%、食品卸売業が 18%、食品小売業が 18%、外食産業が 10%となっている。

また、同事業より推計すると、平成 18 年度時点において、までに食品循環資源の再生利用等の実施率目標（20%）が未達成で、食品廃棄物等の年間発生量 100 トン以上の事業者は、食品関連事業者全体では 83%である。業種別では、食品製造業が 68%、食品卸売業が 68%、食品小売業が 88%、外食産業が 88%となっており、最も進んでいる食品製造業においても 8 割近い事業者が未達成となっている。（農林水産省「食品循環資源再生利用等促進事業」より推計）

3. 食品リサイクル認証制度の構築の検討経過

総合検討会及び各部会で議論・審議されてきた論点経過について記する。

(1) 認証制度の基本的考え方について

(1) -1. 広く国民一般に、食品リサイクル法を遵守した食品関連事業者の食品リサイクル法の取組み姿勢・実績への理解が得られる認証制度であることを目的とした本事業の趣旨に鑑み、自己確認・自己点検を基本とし、明確に定められた基準を踏まえ公平・公正・客観的な立場で第三者が基準適合や管理体制が適切かを確認する認証方法—第三者認証—を基軸とした制度とする。

また、認証取得により、事業者が自らの事業の健全な発展を促すことも勘案し、単に食品リサイクル法で定められた再生利用等の実施率目標達成のみを評価する「認定」制度とするのではなく、継続的改善の企業努力をも評価できる認証制度とする。

(1) -2. 認証対象は、食品リサイクル法が適用される全食品関連事業者となる。食品関連事業者の多くが中小規模の事業者であることより、これら中小規模の事業者の取組も評価され、かつ先進的に取り組んでいる優良な事業者をも評価できる基準であること、および認証取得・維持に関する労力・費用負担面も考慮し適正な制度とする。

この2点の基本的考え方を委員の方々の論議により導き確認した後、具体的作業に取り組んだ。

(2) 認証制度の仕組みの骨格について

現在すでに運用されている「食」および「環境保全」に関連した認証制度について整理した調査結果（表1）を基に、本食品リサイクル認証制度の仕組みの骨格について論議を進めた。

リサイクル・ループの製品の評価を行う「製品認証」方式についても論議の対象としたが、上記の基本的考え方（1）-1. に則り、事業者の取り組む内容・運用を評価する仕組みのシステム認証方式を基本として本食品リサイクル認証制度を構築することとした。ただし農林水産省他課で再生利用の製品について検討がなされている製品認証（エコフィード²）についても将来は連携できるような枠組みを加味して検討することにした。

まず、システム認証として広く国内外に普及している国際標準化機構（ISO）、特に地域的な環境から地球規模の環境までを考え、その保全や改善をめざす経営管理の仕組みに関係する環境国際規格であるISO14001を下敷きに本食品リサイクル認証制度の仕組みについて論議し次の結論を得た。

² 食品残さ等を飼料化すること。

1. 事業者の食品リサイクルに対する取組み姿勢を評価する仕組みとしてISOの基本要件であるPDCAサイクル(Plan:計画,Do:実行,Check:点検,Action:見直し)が円滑に機能しているかを、要求事項として本食品リサイクル認証制度に組み込むこととした。
2. ISOは、要求事項を満たす水準の規定はなく、採用する事業者が自ら環境方針を公表しそれに基づく目標を設定するための計画を立て継続的に改善するシステムを認証する制度である。一方、本食品リサイクル認証制度の構築の目的の1つとして食品リサイクル法を遵守していることを適切に評価することが挙げられている。この観点より、食品リサイクル法の基本方針で定められている食品関連事業者の再生利用等の実施率目標(現行法では20%以上)を満たすことを重要な要求事項として、本食品リサイクル認証制度に組み込む際の必須要件とした。
3. 「食品リサイクル・ループ」形成の視点、また前述したエコフィードのような製品認証を組み込むことが予見されていることから、食品関連事業者が再生利用等の実施を自ら確認する、いわゆる再生利用のトレーサビリティの保証を重要な要求事項の1つとした。

(3) 基準作成について

基準作成は、食品リサイクル法律、政省令及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令」の内容を網羅した基準類、並びに上記のPDCAサイクル、食品リサイクル法での実施目標率および再生利用のトレーサビリティの保証の基準を作成することとした。加えて、食品廃棄物の処置の方法(産業廃棄物か、事業系一般廃棄物かの区分)と排出事業者規模、現場実態等を留意しつつ作成することとした。

基準の遵守が円滑に行われるためにマニュアルを作成する必要があるとの議論がなされたが、その場合、基準とマニュアルとの2部構成となり、実際の運用では中小規模の事業者に負担になりかねないとの懸念が示された。そこで上記基本的考え方(1)～(2)を満たし、かつ基準の確認と自己点検が同時並行的に実施できる方式であり、利用者側および審査側の利便性、および利用者側と審査側の相互意思疎通が図られる等の利点より、チェックリスト方式を採用することとし、基準内容の検討を行った。

(4) 認証機関・審査人について

認証機関の資格要件を設定する際に基本資料となる認証取得対象事業所数の推定を行った。

経済産業省の工業統計表(産業編)および商業統計表(産業編)から、以下に記す前提のもと推計した。

- ①食品製造業は、従業員 30 人以上で付加価値額が 1 億円以上
- ②食品卸売業は、販売額 1 億円以上
- ③小売業は、販売額 1 億円以上の食品スーパーと売上高 1 億円以上のコンビニエンスストア
- ④外食産業は、フランチャイズ形式の一般レストラン

本推計値に平成 18 年度農林水産省調査の再生利用等の実施率目標値達成率を乗じ算出した結果から、約 6 万弱の事業者（食品製造業は、約 4 千弱）が対象になり得ると推定された。

本結果より、仮に推計値の一割が対象としても、多数のユーザーに対し制度を円滑に運営していくためには、認証機関には相当規模の人的・経済的基盤が必要になると考えられ、本食品リサイクル認証制度を永続的に運用する上で、運用機関をどう置くかがハードルとなる懸念について論議された。また、認証審査方式についても、書類審査のみか、書類審査と現地審査を組み合わせにするかが論議され、本食品リサイクル認証制度の適正・信頼性・格付けを確保する上では、望ましくは現地審査が必要であるが、認証対象業者数の点を勘案すると、その認証審査を行う審査人の資格要件のみならず人数確保も重要な課題となるということが議論された。これらの課題は、後述するエコアクション 21 との連携により解消された。

(5) 実施可能な食品リサイクル認証制度の運用体制について

食品リサイクル法に基づき検討・作成した本認証制度の基準を満たし、基本的考え方の(1)－2.の中小規模の事業者に配慮した運用が可能であり、かつ認証機関の項で述べた課題を考慮し、ISO14001、エコアクション 21 など既存の認証制度が複数あるなかで、重複して認証取得する煩雑性や費用負担等の課題および本食品リサイクル認証制度のインセンティブの課題等を総合的に論議した結果、既存の認証制度の活用について検討し(表 2)、エコアクション 21 との連携の可能性を調査・検討することとした(図 1 に主な検討内容と連携に関する検討のスキムを示した。)

検討の結果、本認証制度の基本的考え方に合致していること、本事業で検討・作成した基準を活かすことができること、チェックリスト方式が採用できること、さらにチェック項目数の単純な重複にならないこと、運用体制に関して既存のシステム(含むインフラ整備状況、審査人資格:図 2)を活用できること等から、本認証制度運用はエコアクション 21 の認証・登録制度に食品関連事業者を対象受審者とする枠を創設して協調方式にて実施することにし、エコアクション 21 に準拠した様式の「食品関連事業者向けマニュアル(試行版)」を作成した。

尚、本検討の中で農林水産省と環境省との間で本件に関しての協調が計られ、また、エコアクション 21 中央事務局と本認証制度の連携について相互確認が取られた。

(6) 本食品リサイクル認証制度の広報活動について

本認証制度が構築された際には、大規模な事業者は、社会的責任を果たす企業姿勢を消費者にアピールする目的で本認証を取得することが見込まれる。しかし中小規模の事業者は、より直接的なインセンティブが必要であり、その点を訴求した広報活動の必要性が議論された。

本制度の認証機関が農林水産省であれば、強いインセンティブを事業者に与えられると考えられるが、本事業は“民間”の第三者機関の認証を構築し、「民一民」により関連事業者の自主的努力を育成・促進する施策という位置付けであることを確認した。次なる案は、例えば、国の機関若しくは関連機関および地方自治体が行う「グリーン入札」への参加条件にしたり、参加資格のポイントが加点されることや、金融機関からの融資等に本認証取得が有利になる仕組みを構築することではあるが、現在までに、具体的な施策案の立案はなく、本制度の今後の普及・周知状況を勘案しつつ継続的に検討すべき課題とした。しかし間接的な国等公共機関からの支援が望まれ、環境省のホームページにエコアクション21のガイドラインが掲載されていることと同様に、本認証制度についても農林水産省のホームページで容易に閲覧できるような工夫や、平成19年度から計画されている地方農政事務所担当者による食品関連事業者の再生利用等実施状況評価調査の際に、本事業において作成した「食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」を下敷きにしたチェックがなされること等が国など公共機関による側面からの支援として、事業者にとってインセンティブを与える有効な一方策であると考えられる。

本制度は、今後の食品リサイクル法の改正点の普及啓発のためのセミナー、講演会等において周知を図ることを基本とし、そのほか食品関連事業者と取引のある再生利用事業者等へのリーフレット配布なども有効な手段である。

4. 結論

本事業の趣旨に則り、本制度に求める基本骨格について論議し、下記の基本的考え方を抽出し本制度の構築を行った。

- (1) 本認証制度は、食品関連事業者の食品リサイクルへの取組を適正に評価できるシステム認証であること。
- (2) 本認証制度は、中小事業者が労力、金銭等の大きな負担にならない制度内容であること。

- (1) 「本認証制度は、食品関連事業者の食品リサイクルへの取組を適正に評価できるシステム認証であること。」については、

適正に評価するため、食品リサイクルの取組が法を遵守したものであること及びシステムの継続・実施しているものであることを評価できる基準内容について議論し、下記の3要件を満たすことを基本とした。

- ①食品循環資源の再生利用等の実施率が食品リサイクル法で定められた目標値を達成しているかを評価できること。
- ②再生利用のトレーサビリティの保証が確認されていることを評価できること。
- ③食品リサイクルの取組みにおいて PDCA サイクルシステムに基づいた継続的改善実施が図られていることを評価できること。

- (2) 「本認証制度は、中小事業者が労力、金銭等の大きな負担にならない制度内容であること。」については、

当初、本事業においては、食品リサイクルの取組に対し、民間による第三者認証機関の創設に向け議論を重ねてきた。

しかしながら、中小規模の食品関連事業者が取得しやすい制度とするためには、費用の面で安価であることが望ましいが、審査機関を独自に設置・運営するには相応の人的・経済的基盤も必要であり、これが認証価格に反映された場合、認証費用を安価に設定できないと予想された。また、認証を取得する側からみると、既に ISO14001、エコアクション21等環境関連の認証が複数あるなかで、重複して認証を取得する煩雑性、費用負担、認証取得のインセンティブが既存の認証に比し弱いのではなどの懸念があげられた。これら懸案について論議し、関連する既存の認証との連携という形が可能かどうか検討した。

その結果、既存の認証制度のうち、エコアクション21が認証制度の趣旨や運用内容の観点及び認証価格の観点から最も連携が可能な認証制度であるとの結論に至り、エコアクション21中央事務局との協議を経て本認証制度とエコアクション21が連携すること

は循環型社会形成の推進にシナジー効果があることが確認され、本認証制度運用はエコアクション 21 の認証・登録制度に食品関連事業者を対象受審者とする枠を創設した協調方式にて実施することとした。

まとめ

食品リサイクル認証制度は、エコアクション 21 認証・登録制度に食品関連事業者を対象受審者とする枠を創設した上で、エコアクション 21 に準拠した様式により、食品リサイクル法の趣旨を盛り込み整理された「食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」に則り評価・審査する方向で具体化を図ることとする。

なお、運営体制（含む審査人）は、既存のエコアクション 21 認証・登録制度の運営組織により運営することを指向し、平成 19 年度に試行することとした。

表1 現在機能している認証制度一例の概要

分類	認証の対象	名称	認証基準	認証審査	認証審査者	有効期限	認定者	概算費用
食の安全安心	システム認証 トレーサビリティシステム	安心！広島ブランド認証制度	「広島県トレーサビリティシステム導入指針」	書面審査	広島県職員	3年毎	広島県	無料
	製品認証 特別栽培農作物	安心！広島ブランド認証制度	「農水省特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」	書面審査・現地確認	広島県職員	都度	広島県	無料
	製品認証 特別栽培農作物	新潟県特別栽培農作物認証制度	「農水省特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」	書面審査・現地確認	新潟県地域認証委員会	都度	新潟県知事（県認証制度運営委員会が監視）	無料
	製品認証 対象農作物60品	北のクリーン農作物表示制度	「北のクリーン農作物表示要領」	書面審査・現地確認	北海道クリーン農業推進協議会の審議会	都度	北海道クリーン農業推進協議会	無料
	施設・製品認証 施設及びその施設で製造された製品	食品衛生自主管理認証制度（東京都・北海道・茨城県・静岡県・愛知県・兵庫県・高知県・広島県など）	マニュアル審査・実施審査	マニュアル審査・実施審査	各県指定の第3者機関	3年毎	各県	有料
地産地消	製品認証 道産加工品・農畜水産物	道産食品独自認証制度	道産食品独自認証制度運営委員会による「認証品目基準」	適合検査	知事認定の第3者機関（財）日本穀物検定・（社）北海道水産物検査協会・（社）北海道酪農検定検査協会	毎年	北海道庁	審査料7万円/品 継続検査料5万円/品/年
環境保全	事業者認証 運輸事業者	グリーン経営認証制度	「グリーン経営推進マニュアル・チェックリスト」（ISO14031環境パフォーマンス評価に関する規格を参考にしたもの）	推進マニュアルに沿った取り組み状況などについて・取り組み体制・帳票など	交通エコロジー・モビリティ財団	2年毎	交通エコロジー・モビリティ財団	15.5万円/2年（交通費別）
	事業者認証 産業事業者	エコアクション21	「エコアクション21認証・登録制度実施要領」	書類審査・現地審査	エコアクション21審査人及び判定委員会	2年毎	（財）地球環境戦略研究機関持続センター	（登録料） 従業員10人以下：5万円 従業員300人以下：10万円 （審査料）10～30万円
	事業者認証 産業事業者	ISO14001（JISQ14001）	ISO14001（環境マネジメントシステム）（JISQ14001環境マネジメントシステム-仕様及び利用の手引き）規格の要求	書類審査・現地審査	審査員評価登録機関に登録の審査員及びJAB（日本適合性認定協会）認定の審査登録機関	更新3年毎	JAB（日本適合性認定協会）認定の審査登録機関	標準的には80万円～500万円

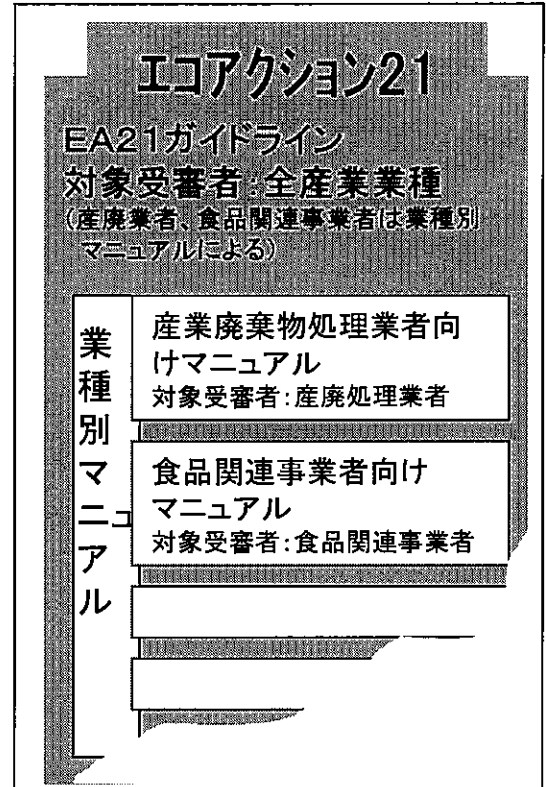
表2 「食品リサイクル認証制度」の確立と既存環境制度の活用検討

	概要	メリット	デメリット
新制度方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自で認証ガイドラインやマニュアルを作成する。 ・ 公正性など担保された認証登録・継続・維持の組織・仕組みを構築し、インフラを整備する。 ・ 認証事業として実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインやマニュアルに独自性をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証制度や認証登録を永続的に実施するための制度や組織や仕組みを創設する必要がある。 ・ 受審事業者（食品関連事業者）は、それぞれの認証制度に対応しなければならない。（受審者負担が増加する） ・ おのおのに認証制度ができ、一般消費者に判りづらい。
既存制度活用方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品リサイクル認証制度要求事項に加えて、既存の環境認証制度の要求事項を満たす。 ・ 認証の組織や仕組みについては、既存のインフラや組織や仕組みを活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度や組織、仕組みは既存を活用するので創設不要。 ・ 受審事業者（食品関連事業者）は、1つの認証制度に対応すればよい。 ・ 受審者側も評価・行動する一般消費者側にもわかりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインやマニュアル及び認証制度に独自性は少ない。 ・ 受審事業者は、多くの要求事項に対応しなければならない。

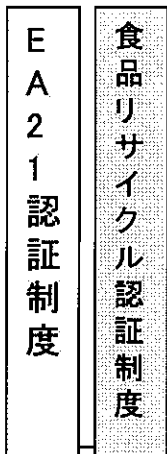
協調方式

連携を可能にする為に、解消すべき主な課題

- 検討委員会にて煮詰めてきた「食品リサイクル認証制度評価基準」及び考え方が活かせるかどうか。
- エコアクション21のチェック項目は200項目にも及ぶといわれるが、項目が「食品リサイクル認証制度評価基準案」+「エコアクション21チェック項目」となり膨大になることはないか。
- エコアクション21と食品リサイクル認証制度の両方の制度に対応（食品関連事業者にとって2度取り又は2段階取り認証）は防げるか。
- 既にあるエコアクション21の認証制度を維持するしくみ（審査員、認証の機関、登録維持管理、マークなど）が活用できるか。
- 全国的に活用できるインフラは整備されているか

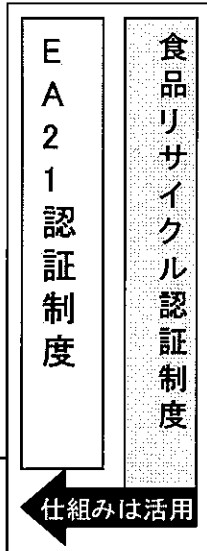


独立方式



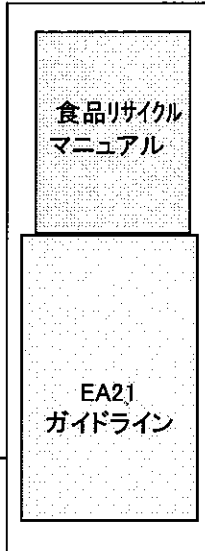
各々全く別個の制度

連携方式



各々別個の制度を作成し運用するが、仕組みやインフラ（申請機関や審査員など）は既存に委託し活用する

2階建て方式



2つの認証制度をそのまま合わせ、仕組みやインフラは既存に委託し活用する

既存認証制度(EA21)の中に食品関連事業者向けの枠を設け、新たに検討作成した食品リサイクル法に基づく「食品リサイクル認証制度」をエコアクション21準拠版マニュアルとし、協調運用する

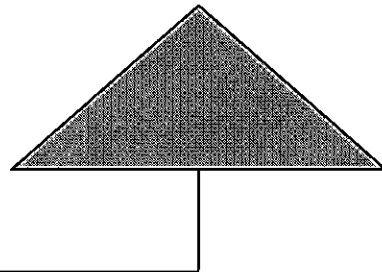
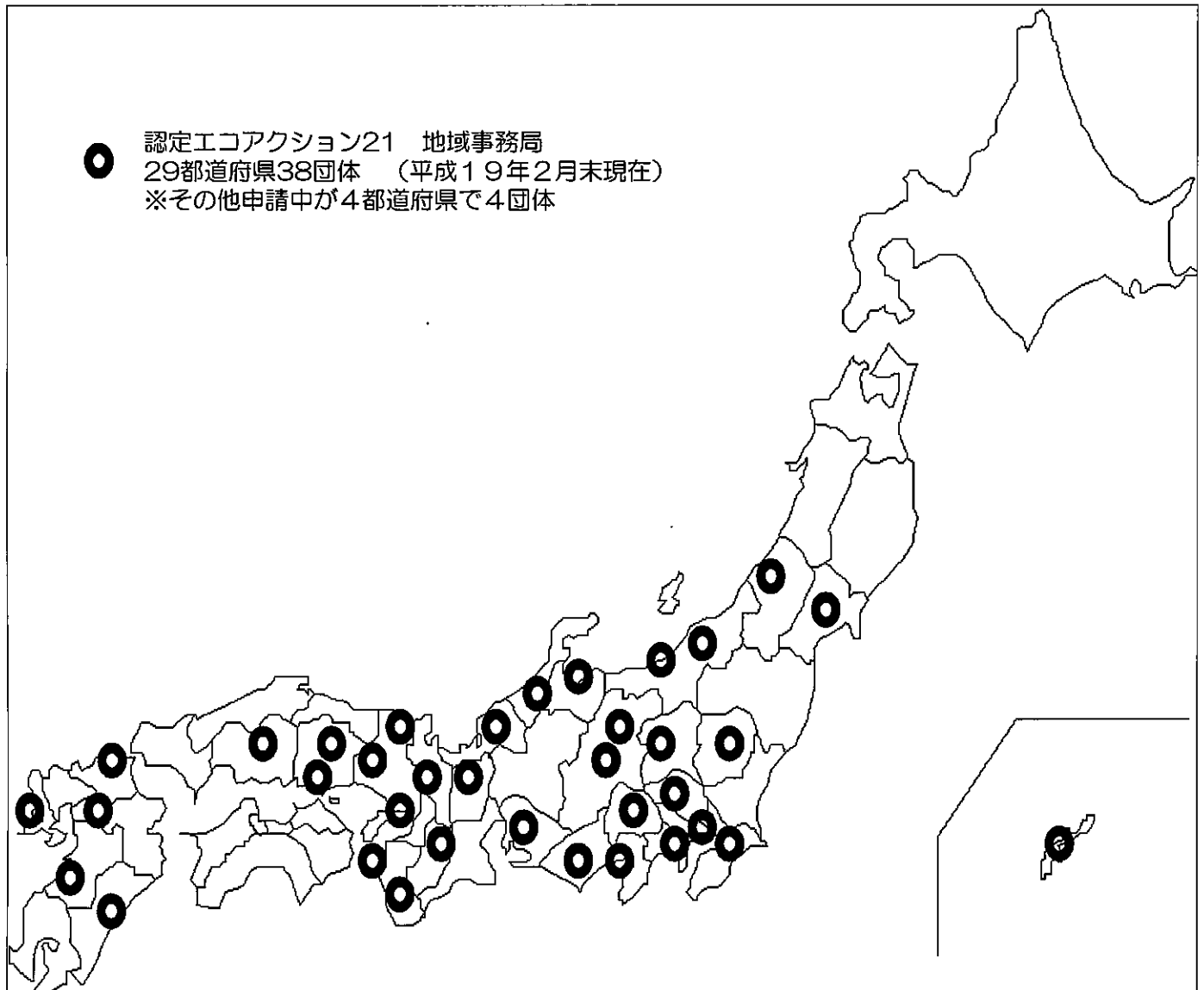


図1 「食品リサイクル認証制度」と「エコアクション21」の連携

☆地域事務局の役割と設置状況



①地域事務局の役割

認証・登録受付から判定までの業務のほか、申請希望者に対する認定制度の説明会・相談窓口をはじめ、各事業者への普及啓発セミナー開催など支援業務をになう。

②審査人の確保

書面・筆記・面接試験などを含む資格要件を決定し審査人登録を行う。また登録された審査人は、申請者に対して認定申請の適切な助言や是正や指導が行える仕組みになっている。
現状、全国に676名（平成19年2月現在）を認定・登録している。

図2 「エコアクション21」認定制度におけるインフラ整備状況